

日本水産増殖学会投稿規定

【掲載報文および著者】

本誌には、水産増殖上有益な原著論文、短報、資料、総説、紹介などを掲載する。普通会員および学生会員は原著論文、短報および資料を投稿できる。会員以外の共著者を含むことは差し支えないが、筆頭著者あるいは連絡者は会員に限る。投稿内容は、ほかの刊行物に発表されていないものに限る。原著論文は独創的な研究で、それ自身独立して価値のある結論、事実を含むものとする。短報は、原著論文としてはまとめ得ないが、方法や結果などに価値ある新知見を含むもので、原則として刷り上がり4頁以内とする。資料は独立した結論が得られていなくても、特定の領域において価値のある新しい事実を含み、会員間における情報の共有がメリットをもたらす内容のものとする。資料は結果が強調される構成とし、考察には得られた結果について明確に論議できる内容のみを記載する。原則として、刷り上がり頁数が6頁以内とする。総説と紹介は編集委員会が執筆者に依頼したものを掲載する。

【言語】

投稿論文は和文または英文とする。

【英文予備校閲】

英文については、英語を母国語とする専門家の予備校閲を原稿送付以前に受けることとする。

【原稿の送付】

投稿原稿には必ず投稿用紙を付ける。原

稿（本文、図表、用紙を含む）と投稿用紙のPDFファイルを電子メールに添付して学会事務局へ送付する。電子メールの添付書類としての送付を原則とするが、郵送にて原稿を送付する必要がある場合は、投稿用紙、図表、写真を含め、正1部を簡易書留便で書類として下記（編集委員会）へ送付する。

〒851-2213

長崎市多以良町1551-7

長崎大学環シナ海環境資源研究センター内
日本水産増殖学会事務局

「水産増殖」編集委員長 阪倉 良孝

e-mail: edzoshoku@ml.nagasaki-u.ac.jp

【投稿論文の審査】

投稿論文の審査は編集委員のうちの1人が選んだ2名以上のレフリーが行い、訂正箇所があれば、編集委員がその内容を著者に連絡して訂正を求める。著者は必要な訂正を行ったのちに、修正原稿と投稿用紙のPDFファイルを電子メールにて送付する。電子メールによる送付を原則とするが、郵送にて原稿を送付する必要がある場合は、正1部を簡易書留便で編集委員会へ送付する。受理の可否は編集委員長と担当編集委員が協議し、編集委員長を通じて著者に通知する。

【返送期限】

原則として改訂要請日から3週間以内に、修正した原稿を返送する。やむを得ず期限の延長を望む場合は、編集事務局にその旨を連絡する。ただし、延長期間は改訂要請日から3ヶ月以内とし、それ以後は、新たな投稿原稿として審査を受ける。

【原稿の受理（アクセプト）日】

報文を採択した日を受理日とする。

研究資金助成期間のホームページ（Web サイト）、並びに当該学問分野の非営利電子論文アーカイブへ公開することができる。

【電子ファイルの提出】

著者は受理通知を受け取った後に、原稿の電子ファイル（電子メールへの添付または CD-R など書き換え不能メディア送付）を日本水産増殖学会編集委員会に提出する。

（1990年11月3日制定）

（1992年4月2日改正）

（1995年4月2日改正）

（1996年4月1日改正）

（1998年4月2日改正）

（2004年4月2日改正）

【印刷の校正】

初校は著者が行い、2校および3校は編集委員が行う。校正を終えた校正刷りは、指定された期日までに事務局に返送する。やむを得ず校正時に字句や図表を変更する場合は、それに要するすべての費用を著者負担とする。

（2007年3月28日改正）

（2007年9月26日改正）

（2008年3月28日改正）

（2010年3月28日改正）

（2013年5月31日改正）

（2014年10月18日改正）

（2019年3月27日改正）

【印刷の費用】

本学会が負担する原著論文・資料の印刷費は、刷り上がり頁数として6頁以内、短報の印刷費は、刷り上がり頁数として4頁以内とし、これを超過した分の費用は著者負担とする。カラー印刷に要した費用は著者負担とする。本学会が負担する別刷の印刷費は50部分（表紙なし）とする。それ以上の部数（50部単位）および表紙を希望する場合は、これに要する費用を著者負担とする。著者負担額は、別記する著者負担費用概算表に基づき決定する。

（2021年5月12日改正）

（2024年3月28日改正）

【著作権】

本誌に掲載された報文の著作権は日本水産増殖学会に帰属する。本誌に掲載された論文は、著作権が本学会に帰属することを明記した上であれば、インターネット上の著作者個人、著作者が属する機関等および